## インフォメーション



- 問い合わせの際は、番号を間違えないようにお願いします
- Information 田門はぐんま広報ホームページ版 (https://www.pref.gunma.jp/cate\_list/ct00001205.html) をご覧ください
  - ファクスによる問い合わせは、県庁メディアプロモーション課(027-243-3600)へ



■ 日程・時間 対象・資格

休休館日 所場所 ¥費用 他 その他

内 内容 申 申込先

間 問い合わせ先 足 定員(先 先着 抽 抽選 選 選考) 受 受付・申込期間(必 必着 潤 消印有効)

申し込み方法など

直 直接・持参 郵 郵送 **宮** 電話 E Eメール

匠 ファクス 団 郵便番号 □ フリーダイヤル

豆 電子申請受付システム(https://s-kantan.jp/ pref-gunma-u/)

7月21日現在の情報です。掲載している内容は、状況により変更となる可能性があります。また新型コロナウイル ス感染症拡大防止のため、県有施設への入場やイベントの参加の際などに、入場制限やマスクの着用をお願いしている 場合があります。詳しくはHPをご確認いただくか、お問い合わせください

#### 夏季における山岳遭難・水難事故防止

夏季シーズンは、各地で山岳遭難や水難事故の発生が予想されます。 山や水辺に行く際は次のことに注意してください。

#### 山岳遭難

- ・事前に気象情報や登山コース・危険箇所などを確認し、十分な装備を 準備するとともに、体力に見合った計画を立てる
- ・単独登山は避け、天候の急変時は登山を中止し、下山する
- 家族や職場などに、登山コースや帰宅時間、非常時の連絡方法を告げる
- ・ 登山届(登山カード)を提出する

#### 水難事故

- 子どもには、保護者ができる限り付き添い、目を離さない
- 河川や湖沼の危険な場所で遊んだり、泳いだりするのはやめ、魚釣り をするときは、ウエットスーツやライフジャケットを着用する
- カヌーや水上オートバイなどの水上スポーツは、十分な装備で、周囲 の安全を確認するとともに、ルールやマナーを守る
- 問 県警察本部地域課(☎027-243-0110内線3564)

#### 食中毒に気を付けましょう~8月は食品衛生月間~

気温が高い夏季は、細菌を原因とした食中毒が多く発生しています。 特に、肉には腸管出血性大腸菌(O157など)やカンピロバクターなどの 細菌が付着していることがあります。これらの細菌を原因とする食中毒 は毎年発生していて、幼児では重症化する事例もあるので注意が必要で す。ただし、これらの細菌は熱に弱いため、十分加熱して食べれば、食 中毒を防ぐことができます。

食中毒予防の3原則をしっかり守って、食中毒を予防しましょう。

問 県庁食品・生活衛生課(☎027-226-2443)

# 調理を始める前や生の 肉・魚を取り扱う前後 は、丁寧に手を洗う。

付けない

◆ 増やさない



生鮮食品や総菜などは、 肉や魚だけでなく、野菜 購入後できるだけ早く 冷蔵庫に入れ、早めに食

# ◆ やっつける

も加熱すると安全。調理 器具は洗剤で洗った後、 熱湯で殺菌する。

#### 県品評会(なし・ぶどう)

県内で生産されたナシ・ブドウの秀作の展示・販売、生産者による直 売を行います。

#### 日

- ・ナシ…8月19日(水)
- ブドウ…9月4日(金)

※いずれも午前10時~午後3時

**所** 県庁(前橋市大手町)

- ・生産者による直売…10時から商品終了まで
- ・展示品の一般公開…正午から3時まで
- ・展示品の販売…3時から展示品終了まで ※1時から整理券を配布します
- ¥無料
- 他 購入を希望する人は早めにお越しください
- 問 県庁蚕糸園芸課(☎027-226-3136)



昨年賞を受賞したナシ(上)とブ

## ひとり親世帯の臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響による子育てへの負担増加や収入の 減少に対する支援として、ひとり親世帯に臨時特別給付金を支給します。

対 ①2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人

②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けて いない人で、平成30年の収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入 が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

※①、②のうち収入が大きく減少した世帯への追加給付は1世帯5万円

受 3年2月26日まで

※市在住者は異なる場合があります

申請方法 所定の申請用紙

※①については申請不要。②・③については申請が必要です。また追加 給付についても申請が必要です

申請用紙配布場所・面 住所地の市役所・町村役場

問 県庁児童福祉・青少年課(☎027-226-2624)、住所地の市役所・ 町村役場

#### 8月は個人の事業税の納期です

8月は、個人の事業税の第1期分の納期です。

個人の事業税は 県内に事務所・事業所を持ち、事業を行う個人に課税 される県税です

税額 事業の総収入から、必要経費・事業主控除額(年額290万円)など の各種控除額を差し引いた課税所得金額に、【別表】に掲げる事業種別の 税率を掛けたもの

納期限 8月31日(月)

**納税場所** 県内の金融機関、郵便局、県行政県税事務所、コンビニエン スストア、「Pay-easy」対応のインターネットバンキング・モバイルバ ンキング・現金自動預払機(ATM)、スマートフォンアプリ(LINE Pay、 Pay Pay)を利用した納税、「Yahoo!公金支払い」(IIP)参照)からのクレジ ットカードによる納税

※詳しくは、納税通知書または**HP**をご覧ください

#### 口座振替納税は

- ・8月31日が第1期分の引き落とし日になります。預金残高を前日まで に必ず確認してください
- 9月30日(水)までに申し込むと、第2期分(11月)の納税から利用で きます
- 問 県行政県税事務所、県庁税務課(☎027-226-2196)

### [別表]個人の事業税の税額

区分	事業の種類	納める額
第1種事業	物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、 請負業、飲食店業、その他一般の営業	課税所得金額×5%
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	課税所得金額×4%
第3種事業	医業、弁護士業、コンサルタント業、理容業、美容業、その他の自由業	課税所得金額×5%
	マッサージ、あん摩、はり、きゅうなどの業	課税所得金額×3%

視覚に障害がある人のために「ぐんま広報」の点字版、テープ版およびCD版(デイジー)を発行しています。希望する人は、県庁メディアプロモーション課(**図**027-226-2162) までお問い合わせください